

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 鹿屋市学校保健推進事業の項中「鹿屋市学校保健会」の次に「、鹿屋市串
良町学校保健会及び吾平地区学校保健会」を加える。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。